政令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月十八日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二十四号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項及び第六条第二項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「オガサワラハンミョウ」の下に「、キュビステル・レウィスィアヌス（マルコガタノゲンゴロウ）」を加える。

別表第一の表二の第一の一中「哺乳綱」を「哺乳綱」に改め、同表の第一の一の（一）のねこ科の項中「フェリス・エウプティルラ」を「プリオナイルルス・ベンガレンスィス・エウプティルルス」に、「フェリス・イリオモテンスィス」を「プリオナイルルス・ベンガレンスィス・イリオモテンスィス」に改め、同表の第一の六の（一）のげんごろう科の項中

「アキリウス・キシイ（ヤシャゲンゴロウ） キュビステル・レウィスィアヌス（マルコガタノゲンゴロウ） キュビステル・リムバトゥス（フチトリゲンゴロウ） デュティスクス・サルピ（シャープゲンゴロウモドキ）

を

アキリウス・キシイ（ヤシャゲンゴロウ）

に改め、同項の次に次のように加える。

くわがたむし科	ネオルカヌス・インスリコラ・ドナン（ヨナグニマルバネクワガタ）

別表第一の表二の第一の六の（三）のしじみちょう科の項の次に次のように加える。

たてはちょう科	メリタエア・スコトスィア（ヒョウモンモドキ）

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

環境大臣　松本　龍

内閣総理大臣　菅　直人

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める職員等を定める政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年三月十八日

内閣総理大臣　菅　直人

政令第二十五号

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第一項の政令で定める職員等を定める政令

内閣は、防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十九号）附則第六条第一項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第五十三号）附則第五条第一項及び防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（平成二十三年四月一日における号俸の調整に係る政令で定める職員）

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第一項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律附則第五条第一項に規定する昇給の号俸数の決定の状況を考慮して政令で定める職員及び当該職員との権衡上必要があると認められるものとして政令で定める職員については、一般職に属する国家公務員の例による。

（最高号俸を超える俸給月額を受ける医師又は歯科医師である自衛官に係る政令で定める額）

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律附則第六条第二項に規定する政令で定める額は、同項に規定する医師又は歯科医師である自衛官の属する階級（その者の属する階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の㈡欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の㈠欄、㈡欄又は㈢欄をいう。）における最高の号俸による額とその直近下位の号俸による額との差額に相当する額とする。

附　則

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

防衛大臣　北澤　俊美

内閣総理大臣　菅　直人

省令

○法務省令第四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第十条第二項並びに人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十八日

法務大臣　江田　五月